

# 農業者のみなさんへ

## 新しい農業者年金制度のご案内です。

### 農業従事者なら誰でも加入

- 60歳未満の国民年金第1号被保険者であって年間60日以上農業に従事する者であれば誰でも加入できます。
- 農地を持たない農業者や家族従事者も加入できます。

### 保険料の手厚い国庫助成

- 認定農業者等一定の要件を備えた意欲ある担い手に対し、保険料（月額2万円）の2割、3割又は5割の政策支援（保険料の国庫助成）があります。

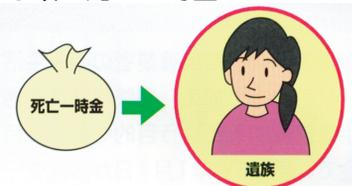


### 積立方式で安定した財政運営

- 将来受給する年金は自らが積み立てる方式となり、少子高齢化の進展にも対応でき、長期に安定した制度です。
- 毎年6月末に個々の加入者に納付状況や資産状況をお知らせしています。

### 80歳までの保証が付いた終身年金

- 年金は終身受給できます。
- 加入者や受給者が80歳になる前に亡くなった場合は、80歳までに受け取るはずであった金額の現在価値に相当する額が死亡一時金として遺族に支払われます。

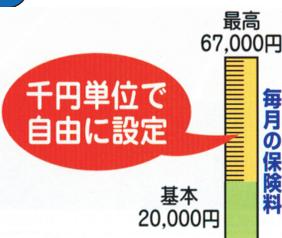


### 積立金は安全かつ効率的に運用

- 積み立てられた保険料は農業者年金基金が債券を中心に安全かつ効率的に運用します。
- 年金原資の積立期間は安定性に配慮しつつ有利な運用を、年金支給期間は全額債券で安全性を重視した運用を行います。

### 保険料を自由に選択

- 政策支援を受けない場合、保険料を月額最低2万円から最高6万7千円まで千円単位で加入者自身が選択できます。また、減額・増額は任意です。



### 年金の型は2種類です。

- 農業者老齢年金  
納めた保険料とその運用益を基礎とし加入者全員が65歳から受給できます。（希望により60歳からの繰上受給も可能です。）
- 特例付加年金（政策支援部分の年金）  
政策支援を受けた方が、農地、採草放牧地及び農業用施設の権利移転等を行い、農業経営者でなくなると（経営継承すると）受給できます。原則65歳から受給ですが、それ以前に経営継承し農業者老齢年金とあわせて60歳からの繰上受給もできます。また、65歳以降でも経営継承をすれば受給できます。（年齢制限はありません）

① 政策支援を受けない場合



② 政策支援を受けた場合



### 税制面でも大きな優遇措置

- 保険料は全額社会保険料控除の対象となり、年金給付についても公的年金等控除の対象となります。

農業者年金制度の内容、加入手続きについては、JA又は農業委員会にお問い合わせください。また、農業者年金基金でもご相談をお受けします、お問い合わせください。